

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成22年9月30日(2010.9.30)

【公表番号】特表2010-527852(P2010-527852A)

【公表日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2010-033

【出願番号】特願2010-508736(P2010-508736)

【国際特許分類】

**B 6 5 D 47/36 (2006.01)**

【F I】

B 6 5 D	47/36	N
B 6 5 D	47/36	M
B 6 5 D	47/36	W

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月5日(2010.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口を形成する体液用容器(3)の開口部上に位置する内側キャップ(4)であって、前記体液用容器(3)の前記口を密閉するように構成された遮蔽手段(7)を備える内側キャップ(4)と

、前記内側キャップ(4)上にある外側キャップ(5)であって、該内側キャップ(4)に対して移動可能な外側キャップ(5)と、

チャネル部材(9)と、を備え、

前記チャネル部材(9)が前記遮蔽手段(7)から離れて位置する第1の位置と、前記チャネル部材(9)が前記遮蔽手段(7)を通って延在し、それによって前記遮蔽手段(7)の開状態が確立される第2の位置との間で、回転移動によって前記外側キャップ(5)が移動可能であり

、前記外側キャップ(5)が前記第2の位置から前記第1の位置に戻されると、前記遮蔽手段(7)が閉状態に戻るように構成されている、体液用容器の密閉キャップ。

【請求項2】

前記チャネル部材(9)が、前記回転移動によって前記外側キャップ(5)が前記第1の位置から前記第2の位置に最初に移動されたとき、前記遮蔽手段(7)を穿孔するように構成された下端の穿孔縁部(12)を備える、請求項1に記載の密閉キャップ。

【請求項3】

前記外側キャップ(5)が前記第2の位置から前記第1の位置に移動されたとき、該外側キャップ(5)を未使用時の第1の位置とは異なる使用済み時の第1の位置で保持するように構成された制限手段(15)が設けられている、請求項1または2に記載の密閉キャップ。

【請求項4】

前記外側キャップ(5)の前記未使用時の第1の位置及び前記使用済み時の第1の位置の少なくとも一方を示すように構成された位置ラベル手段が設けられている、請求項3に記載の密閉キャップ。

【請求項5】

前記第1及び第2の位置の間で前記回転移動する際に、前記内側キャップ(4)に対して前

記外側キャップ(5)をガイドするように構成されたガイド手段(14)を備える、請求項1から4のいずれか一項に記載の密閉キャップ。

【請求項6】

前記チャネル部材(9)が通路(11)を備える、請求項1から5のいずれか一項に記載の密閉キャップ。

【請求項7】

体液用容器(3)と、口を形成する前記体液用容器(3)の開口部上に位置する、請求項1から6のいずれか一項に記載の密閉キャップ(1)と、から構成されている、体液サンプルを採取するための体液採取デバイス。

【請求項8】

体液用容器(3)と、口及びピッティングデバイスを形成する前記体液用容器(3)の開口部上に位置する、請求項1から6のいずれか一項に記載の密閉キャップ(1)と、から構成されている、体液サンプルを採取するための体液採取システム。